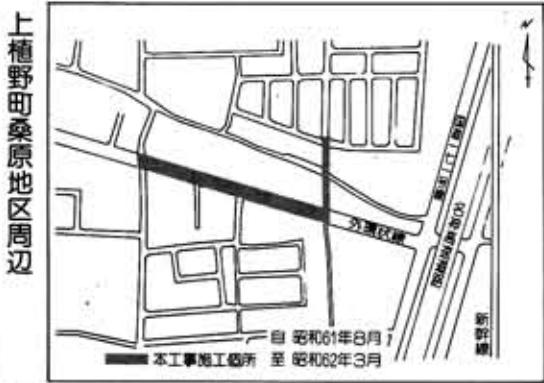


下水道 アイ・ラブ・タウン の道しるべ 進む下水道工事のお知らせ



市では、住みよいまちづくりの一環として公共下水道工事を進めています。今回寺戸町初田地区周辺、上植野町桑原地区周辺で工事を進めています。期間は、昭和61年8月～昭和62年3月です。市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

昭和61年8月～62年3月



親善と友好

平和への決意力強く

市役所に出発のあいさつ

7月18日、向日市から米國カリフォルニア州サラトガ市へ交換学生として訪問する学生4人が、市役所を訪れ、民秋市長に出発のあいさつをしました。

派遣される学生の皆さんは、団長の八木英樹さん、大阪大2年、副団長の中村優子さん、

「向日市の代表として交流を深め世界平和に貢献します」と決意を述べました。また、民秋市長が「友好親善を深めてきて欲しい」と激励の言葉を送り、ジョージに帰国します。

(向日市交換学生) サラトガ市へ

派遣 向日ふるさと音頭指導員

この指導員派遣制度は、市の音頭や踊りを広くみなさんに知って踊っていただくようにつくられたもので、派遣要請があれば直ちに指導員を派遣します。

踊り方そのものは、小さい子どもからお年寄りまで多くの人に踊ってもらえるよう、やさしいものになっています。

町内会の催しに、またグループの活動に、一度この「向日ふるさと音頭」を取り入れられては、いかがでしょうか。

派遣要項

- (1) 指導員の派遣を受けようとする人は向日市民で、おおむね十人以上のグループとします。
- (2) 所定の申込み用紙(秘書広報課にあり)に必要事項を記入のうえ、派遣希望日の一週間前までに申し込んでください。
- (3) 派遣できる区域は向日市内に限ります。

老人福祉センター

8月行事予定

- ▽休館日 3日(日)11日(月)17日(日)25日(月)31日(日)
- ▽独居老人昼食会 1日(金)21日(木)午前11時30分～午後1時
- ▽健康相談 8日(金)22日(金)午後2時～3時
- ▽高齢者職業相談 12日(火)午前10時～午後4時
- ▽血圧測定 14日(木)28日(木)午後1時30分～3時30分
- ▽盆踊り大会 19日(火)雨天順延 午後7時～9時20分
- ▽高齢者交通安全研修会 21日(木)午後1時50分～2時50分
- ▽教養講座(第2回)29日(金)午後1時～2時50分
- ▽日時 8月29日(金)午後1時～2時50分
- ▽講師 仏教大学社会学部教授 柴田善守氏
- ▽テーマ これからの老人福祉
- ▽対象 60歳以上の市民
- ▽費用 無料
- ▽お問い合わせ 老人福祉センター 電話 934-1515

お盆は クリーンに

8月16日に行われる「お精霊送り」のお供物は川へ流さないで決められた場所に出してください。

市では、市内の児童公園、都市公園前や各公民館など約90か所にお供物を納める容器を準備しています。

回収容器の設置日は8月14日の木曜日で、お供物は8月17日の日曜日の午前6時から回収します。

なお、お供物は、必ず8月16日の土曜日に指定の場所へ出してください。

お問い合わせ 生活環境課 内線2277



排水設備工事 責任技術者 実務者試験の 実施案内

講習日時 場所(責任技術者及び技術者) 8月27日(水)午前9時30分～午後4時 市役所大会議室

▽試験日時・場所 (1)筆記試験(責任技術者及び技術者) 8月29日(金)午前9時30分～11時30分 市役所大会議室

▽申込み・お問い合わせ 線331

全金融機関 第3土曜日も休業

この8月から、銀行をはじめとするすべての金融機関は、これまでの第2土曜日に加え、第3土曜日も休業することになりました。

このため、向日市でも毎月第2、第3土曜日には債権者の皆さんに工事代金等の支払いを行うことができなくなりました。

ただし、会計課の窓口では従来どおりの受け入れ、払い出し(税金等の還付)業務を行います。

お問い合わせ 会計課 内線 217

道路はみんなの財産です 広く、美しく、安全に!

8月1日～31日 道路をまもる月間

- この運動は、安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設などの点検・整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及・徹底を図り、道路を常に広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的に行われるものです。市民のみなさんのご協力をお願いします。
- 道路をまもる月間に伴う行事■
- 合同道路パトロール 8月1日
 - 不法物件(屋外広告物条例違反など)の撤去 8月下旬
 - 道路パトロール 随時
 - 不法自転車指導 随時

ご利用ください 自動火災警報器具の貸出

この制度は、65歳以上のねきたり老人や、1人住まいで病弱な方、身体の不自由な方に、自動火災警報器具を無料で貸出し火災による人命損傷事故を防ぐものです。

火災警報器具は、火災が発生すると、いち早く「感知器」がキャッチし、「受信機」を通して「ベル」が鳴り、家族や近所の人に知らせる仕組みになっています。また、耳の不自由な方には、点滅ライトにより火災を知らせる装置もあります。どうぞご利用ください。

▷申込み・お問い合わせ 消防本部 予防課